

平成25年第4回田布施町議会定例会一般質問通告一覧表

質問者1 石田 修一

※一問一答

質問事項	質問要旨	質問の相手
1. 道路整備について	<p>国道、県道、町道ともに、車社会の進展により、交通量も増加していることから、道路の整備・補修について、次のような課題がある。</p> <p>(1) 国道は、歩道拡張工事の必要な箇所が何箇所かあるが、町として、国交省と拡幅の交渉をお願いしているが、その交渉経過はどうか。</p> <p>(2) 県道は、路肩側の白線が完全に消えて、危険な箇所がある。また、路肩の雑草が道路にはみ出し、交通に支障をきたしている。町として県へ維持管理の要望等はしておられるのか。</p> <p>(3) 地域を回ってみると、町道の劣化が著しい状況である。計画的に整備・補修をされていると思われるが、スピード感をもって取り組んでいただきたい。</p>	町長
2. 麻里府小学校の統合問題について	<p>この問題については、平成19年3月定例会の一般質問で、平成23年度を目途に統合を検討すると答弁されているが、すでに6年が経過し現在に至っている。</p> <p>また、本年3月定例会での一般質問では、4月以降保護者と話し合いの場を持ち、お互いの理解を深め、一定の方向性を求めると答弁されているが、現在の町長、教育長のお考えと進捗状況をお尋ねする。</p>	町長 教育長
3. 都市計画税について	<p>都市計画税は、町の一部用途区域内に住んでいる方だけに目的税という形で負担をさせており、その税収は下水道事業などに要した起債の償還に充てられている。</p> <p>また、都市計画税が充当される道路や公園を利用される方、受益を受ける方は都市計画税を納めている人だけではない。また、これまで、長い間税金を徴収しているのに、未整備地区が多く公平性を欠いているとの声もある。</p> <p>受益と負担の公平性の観点からみると不公平と思うが、課税区域の見直しも含めて、都市計画税に対する町の考え方を問う。</p>	町長

質問者2 高川 喜彦

※最初は一括質問一括答弁、2回目より一問一答

質問事項	質問要旨	質問の相手
1. 最近の異常気象と土木・建設工事の排水路設計基準を尋ねる	<p>最近の異常気象による大雨の状況は、想像を絶するものがあります。この地域における降雨量との排水路設計基準の見直しや防災対策についてお尋ねする。</p>	町長
2. 田布施町役場にエレベーターを設置はできないか	<p>私は先日、そけい部の手術をした。8時間に及ぶ手術であった。1週間後、福岡県の町議会から視察に来られ、私もこれに対応するため登庁したが、^{きず}創の痛みには耐えながら階段を3階へと登るのには難渋した。</p> <p>私は、若い時、健康な時には思い至らなかったが、我が身で体験して初めて高齢者の方や身体に障害を持たれる方にもっと優しい役場でなくてはいけないと思った。エレベーターの設置はできないものだろうか。お尋ねする。</p>	町長
3. 最近の教育関係の諸問題について	<p>(1) 先に、松江市教育委員会は、漫画「はだしのゲン」を学校に対して、読ませないようにとの要請を撤回され、一件落ち着いたと報道された。このことについてご所見を聞かせていただきたい。</p> <p>(2) 全国小中学生の学力テストの結果が発表されたとの報道があった。その結果とこれからの更なる向上について伺いたい。</p>	教育長

質問事項	質問要旨	質問の相手
1. 8月6日、9日、15日にサイレン吹鳴しては	柳井市では8月6日、9日と、広島、長崎の原爆投下時間に、どうい う日なのかの説明と黙祷のお願いの後、60秒のサイレンが吹鳴され る。8月15日には正午の全国戦没者追悼式の式典黙祷時刻に吹鳴され る。周辺の市の多くも実施している。岩国市と光市は大空襲のあった1 4日も吹鳴している。 本町は15日に半旗を実施するだけで、サイレンの吹鳴はない。戦後 68年戦争の記憶が薄れる中、今一度このテーマを重要と考え、戦争で 亡くなられた方々を追悼し、平和を祈念するため、事前説明後のサイレ ン吹鳴をしてはどうか。	町長
2. 学校図書 の閲覧制限は あるか	先日、松江市教育委員会が漫画「はだしのゲン」の閲覧制限を全小中 学校に求めていた事が新聞報道で発覚した。日本全国から批判を浴びた のか、市教育委員の臨時会議で撤回が決まった。図書室で自由に読めて いた本が急に読めなくなるといったような事が本町でもあるのか問う。 もし、過去に何度かあったなら、どのようなタイトルの本か、また、な ぜそうなったのかも尋ねる。	教育長

質問事項	質問要旨	質問の相手
1. 高年齢者 の再雇用につ いて	高齢化社会に向け、年金支給年齢の繰り上げに伴う空白期間を埋める ため、町役場職員の希望者全員の雇用確保を図るための制度が来年4月 から実施される。大きく以下のような問題点があると考え、町長の 考えをお尋ねする。 (1) 再雇用者の有無により職員採用計画はどのようになるのか。 (2) 再雇用者により町役場職員数が増大すると考えられるが、仕事 の役割分担と責任をどのようにするのか。 (3) 再雇用者の勤務日数の選択と給与を含めた待遇はどうか。 (4) 再雇用される職員は、仕事に対するモチベーションの低下が考 えられ、他の職員もそれに引きずられるようにモチベーションの 低下の可能性が高い。職員の仕事に対する意欲の低下に対し、ど のような防止策を実施し住民サービス低下を防ぐのか。	町長
2. 役場本庁 舎の耐震対策 について	行政には、災害に対して住民の安心、安全な場所の確保が求められる。 災害対策本部も安心、安全な場所に設置されなければならない。しかし、 本庁舎は大地震を想定しての建物の耐久性が町民に示されておらず、ま た安全性が明確になっていない。 また、ほぼ半世紀が経過している庁舎は、耐震補強されておらず、現 状のままでは危険な場所で、災害対策本部としてふさわしくない。 町財政を考慮した難しい判断が求められると思うが、町長の考えをお 尋ねする。 本庁舎の耐震対策としては、以下の方法が考えられる。 (1) 耐震補強 (2) 現在の場所で新築 (3) 他の場所で新築、移転 (4) 他の建物に移転	町長

質問事項	質問要旨	質問の相手
1. ふるさと寄附金について	<p>ふるさと寄附金は、「ふるさとのために貢献したい」という善意の気持ちを寄附金という形にするものです。全国の各自治体で実施されているが、寄附をされた方々には、自治体からお礼の品を贈呈している。</p> <p>本町では、現在、1万円以上で田布施町史の本が贈られているが、これも見直しをしてはどうか。他市町では、寄附金額に応じて、特産品などを進呈している。柳井市では、5千円以上で、金魚提灯をはじめ8種類が選べるようだ。</p> <p>寄附していただいた方々に対して、喜ばれる品物にするなど、創意・工夫が必要と思うがどうか。</p> <p>また、もっと沢山の方に寄附をして頂けるように、全国に発信することが重要であるので、町のホームページや広報等も見直しをしてはどうか。</p>	町長
2. 携帯電話、携帯ゲーム、LINEの規制について	<p>現在、ネット環境は目まぐるしい進化を続け大人の知らない所で子どもたちは危険にさらされている。</p> <p>携帯電話（スマートフォン）で使うSNS（ソーシャル・ネットワーキング・システム）のLINE（ライン）はとりわけ危険である。</p> <p>全国で事件が多発、学校でのいじめ、家庭での経済的負担、学力の低下など使い方を間違った場合、取り返しのつかないことになる。</p> <p>携帯ゲームも本来家庭内でのくつろぎであるにもかかわらず、屋外活動にも持ち込んでいる。</p> <p>学校への使い方の指導はどうか、規制はしないのか。</p> <p>入学説明会や保護者会時にネット対策指導をしないのか</p> <p>小中学校及び公共施設内での使用制限をしてはどうか。</p>	町長 教育長

質問事項	質問要旨	質問の相手
1. 住民（窓口等）サービスについて	<p>(1) 山口新聞7月19日の記事に障害年金受給資格がありながら請求手続きをしていない人が0.4%程度いるとの調査結果が載っていた。</p> <p>厚生労働省は2010年より調査を始めた。請求漏れは2万人程度とみられている。障害者認定の申請を行なった時点で対象者が年金の手続きまで出来たら、この様な社会保障制度から落ちこぼれる人はなくなると思う。本町で請求漏れはないか。ワンストップサービスは行なわれているか。</p> <p>(2) 体に障害をもち、障害者手帳の申請ができる状況であっても申請を行っていないため、各種福祉制度を利用できない人がある。身障者範囲の基準等について知らせるべきではないか。</p>	町長
2. 麻里府墓地について	<p>墓地（土地）について進展があったと聞くが現状を尋ねる。また今後の対応、方針についてもお尋ねする。</p>	町長
3. 防災について	<p>田布施町地域防災計画が見直された。東日本大震災以降、地震や津波に対する防災認識は高まってきているが、安全に迅速な避難ができるかについては不安がある。</p> <p>最近雨による大きな被害が県内で発生している。本町では土砂災害警戒区域が多くあるが、そのすべてに対策事業ができるものではなく、何よりも命を守る早期避難が重要である。特別警報の発表後では避難ができない状況や防災無線が聞こえない場合もある。</p> <p>避難体制と対策を問う。</p>	町長

質問事項	質問要旨	質問の相手
1. いじめ防止対策について	<p>学校での児童や生徒のいじめを防ぐため、本年6月に「いじめ防止対策推進法」が国会で成立し、今秋から施行されることになった。</p> <p>この法律では、学校は、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止対策の基本となるべき事項を定めるものとしている。また、いじめを早期に発見するため、定期的な調査及び相談体制その他の必要な措置を講ずるものとされている。いじめの重大な事態については、組織を設けて調査し、被害者側へ情報を適切に提供するものとした。これまで、学校がいじめを調査した結果が十分に明らかにされなかった等、不適切な対応で苦しみを受けている被害者が今もいるためである。</p> <p>田布施町では平成24、25年度において、何件のいじめが確認されているか、その実態と対応について問う。</p> <p>また、「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、今後の教育現場でのいじめ防止対策の取り組みについてお尋ねする。</p>	教育長
2. 運動会の開催時期について	<p>平成25年度の学校の運動会は、中学校が9月8日（日曜日）に開催され、小学校が9月15日から22日（土、日曜日、祝日）に開催される。</p> <p>地球温暖化により9月後半まで残暑が続き、運動会の練習や運動会当日に熱中症により倒れ児童、生徒が病院に搬送される。そういうニュースをここ数年よく耳にする。</p> <p>本町の運動会の開催時期からみると、夏休みが終わると同時に、真夏の暑さの中での練習が始まるものと思われる。生徒は真夏並みの残暑は大変だと危惧する。子どもたちの健康管理の面から、また紫外線による皮膚に与える悪影響も喚起されている今日、運動会の開催時期について、再考する必要があると思われる。</p> <p>学校、保護者、現場等からの意見を集約され、今後検討されてはどうかお尋ねする。</p>	教育長